

## 第6章 計画の推進

### 第1節 目標値の進行管理

第4章において、平成17年度と平成22年度を目標年次とする一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標値を設定したところであるが、この目標値の達成状況については、下記によりその進行管理を行う。

一般廃棄物の目標値：

一般廃棄物の排出量及びその処理状況について、毎年度、実態調査を行う。なお、数値の公表については、国の取組も踏まえながら、できるだけ早い段階で公表できるよう努めるものとする。

産業廃棄物の目標値：

概ね5年おきに実施する産業廃棄物処理実態調査により、産業廃棄物の排出量及びその処理状況を取りまとめるので、これにより進行管理を行う。

### 第2節 計画の推進体制

#### 1 市町との協働

一般廃棄物対策の推進については、その処理責任を担う市町の参画を得ることが不可欠であることから、県下市町の代表者から構成する「ひょうご循環社会ビジョン推進検討委員会」において、ごみ分別ルールの統一化やごみ処理手数料の有料化等について、協議検討を行うこととしている。また、市町の策定する「一般廃棄物処理基本計画」の策定に際し、本計画が反映されるよう技術的な支援を行っていく。

また、県下の主要都市で構成される「兵庫県都市清掃会議」や「地域別5R生活推進会議（旧地域別ごみ会議）行政連絡会」を通じても、本計画の推進にかかる協議調整を行うものとする。

※「ひょうご循環社会ビジョン推進検討委員会」の構成市町  
神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、相生市、豊岡市、  
氷上町、洲本市、北播磨清掃事務組合

#### 2 事業者等との協働

多量の事業系一般廃棄物の排出事業者に対しては、市町による減量・リサイクル指導が進むよう、県においても必要な技術支援、情報提供を進めていく。

また、産業廃棄物対策の推進については、その処理責任を担う排出事業者と処理を請け負う処理事業者の参画を得ることが不可欠であることから、県下の主たる事業者